

まずは相談

新元号への改元に便乗した消費者トラブルにご注意ください!

主な手口として、天皇陛下の御退位に便乗して、写真集やアルバム等の商品を「記念になる」、「今買わないのはおかしい」などと電話で執拗に勧誘される電話勧誘販売があります。断る場合には、「いりません」、「購入しません」ときっぱり伝えましょう。特定商取引法の電話勧誘販売に該当する場合、法律で定められた書面を受け取ってから8日以内であれば、消費者はクーリング・オフができます。

そのほかに、「注文していないのに、皇室に関するアルバムが届いた」などの送り付け商法が発生しています。注文していな

い商品が一方向的に送り付けられた場合は、代金を支払わずに受け取り拒否をしましょう。受け取ってしまった場合でも、特定商取引法により、所定の期間(受け取った日から14日間、消費者が商品の引き取りを事業者に請求した場合は7日間)は商品を保管する必要がありますが、その後は自由に処分してよいことになっています。また、その場合には、代金を支払う必要もありません。送り付け商法では代引きが多く利用されていますが、支払い後に事業者と連絡が取れなくなる場合もあります。

わからないことや不安なことがあったら、悩まず消費生活センターにご相談ください。

仕事と生活の調和を目指して

平成27年の市民アンケートでは、育児・介護休暇を「利用したい」と回答した男女のうち2割が、休暇を取りたくても取れない環境にあると回答しています。

近年、就職を希望する人々はワーク・ライフ・バランスを重視する傾向にあります。子育てや介護以外でも、資格を取ってキャリア・アップをしたり、ボランティア活動を行ったりするほか、しっかり休養をとり疲労を回復したいなど、それぞれが様々な理由で休暇を必要としています。体や心の健康を保って仕事ができるようにすることが大切です。あなたの働き方や、職場の制度や雰囲気はどうでしょうか?一度振り返ってみましょう。

市消費生活センター専用ダイヤル ☎(44)4883(市役所2階)

相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時

※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。

※土曜日の電話相談は栃木県消費生活センターへ ☎028(625)2227

まちがいさがし

わかるかな?

▼ 追加されたしもつけ歴史文カード

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。(印刷の汚れは除く。)

※答えは46ページ下段

